

## 受益者負担金の徴収猶予について

受益者が、災害、盗難その他の事故が生じたことにより負担金を納付することが困難と認められる場合や、土地の状況により徴収を猶予する必要があると認められる場合は、下記の徴収猶予基準により徴収を猶予しますので、徴収猶予申請書を提出してください。

### ＜下水道事業受益者負担金徴収猶予基準＞

徴収猶予の対象内容	徴収猶予率(%)	徴収猶予期間	摘 要
係争中の土地	100	受益者の決定(判定)の日まで	訴状の写し等係争の事実を証する書類を添付すること
農地等(田、畑、山林、池沼その他これらに準ずる土地。ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く)	100	宅地として使用できる状況にあると認められるまで	
災害、盗難その他の事故が生じたことにより、負担金を納付することが困難であると認められる受益者の土地	市長が認定する率	市長が認定する期間	り災証明書又は盗難証明書等の事実を証する書類を添付すること